委託契約書

１ 調達件名　岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム構築業務　一式

２ 委託料 金　　円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円）

３ 委託期間 契約締結日から令和９年３月31日

４　契約保証金　金　　円

　（１）乙は、契約保証金をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

　（２）甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく返

還するものとする。

（注１）契約保証金について、医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第６号）第203条第１項第１号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

岩手県（以下「甲」という。）と株式会社　　　　　（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１ 甲は、別紙「岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター医療情報システム構築業務仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

（指示）

第２ 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

２ 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（担当者報告書の提出）

第３ 乙は、委託業務を主として担当する者を定め、速やかに担当者報告書（様式第１号）を甲に提出するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第４ 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の帰属）

第５　委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（委託業務完了報告及び完了確認）

第６ 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書（様式第２号）に契約目的物を添えて甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２ 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、当該提出を受けた日から起算して10日以内に当該書類の検査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

３ 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

４　第２項の検査に合格したときをもって契約目的物の引渡しが完了し、契約目的物の所有権が甲に移転するものとする。

（委託料の請求）

第７ 乙は、委託業務の完了確認を受けた後、甲に委託料の支払いを請求するものとする。

２ 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第８ 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払う日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（注２）契約締結日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（履行遅延違約金）

第９ 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により委託期間の終了期限までに委託業務を終了できない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（注３）契約締結日において適用される医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第６号）第206条で規定する違約金の徴収率とする。

（契約不適合責任）

第10　第６の規定による完了確認後、契約の目的物に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

２　前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

３　乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第６の検収完了後７年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から６ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第６の規定により契約の目的物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の解除権）

第11 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（１）乙の責めに帰する理由により契約目的物を納入期限内に納入しないとき、又は納入することができない等委託業務の履行ができないと認められるとき。

（２）契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

（３）正当な理由なしに甲が行う検査若しくは調査を妨げ、若しくは報告を拒み、又は甲の指示に従わなかったとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、

乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもっ

て、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（５）前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した保証金は、甲に帰属するものとする。

（注４）医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第６号）第203条の規定により契約保証金を免除する場合には、第11第２項を次のように改める。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の５に相当する額を甲に納付するものとする。

（乙の解除権）

第12 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（１）甲の責めに帰する理由により、契約目的物を納入することが不可能となったとき。

（２）甲が、委託業務の内容を著しく変更し、又は委託業務を一時中止することにより、重大な損害を受けるおそれがあると認められるとき。

（３）前各号のほか、甲がこの契約に違反したため、契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約解除に伴う特例）

第13 第11又は第12の規定により、この契約が解除された場合において委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認のうえ、相当と認める金額を支払い、契約目的物の引渡しを受けることができる。

（権利義務譲渡等の禁止）

第14 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第15 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の文書による事前の承認を得たものについては、この限りでない。

２　乙は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、乙は再委託の相手方に対して、本構築業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

３　乙は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。また乙は、甲が本構築業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について甲に対し報告し、また甲が自ら確認することに協力するものとする。

４　乙は、甲が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、甲の承認を得るものとする。

（守秘義務）

第16 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（データの権利帰属）

第17 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料等及び委託業務の実施により提出された契約目的物並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

２ 本委託業務（甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物を含む。）の著作権及び所有権は、甲から乙に対し委託料の支払いが完了したときを以って乙から甲へ移転する。なお、業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の成果物の使用については、乙はこれを承諾するものとする。

３ 前項の規定によらず、成果物のうち、同種の成果に共通に利用されるノウハウ・ルーチン・モジュール（乙が従来権利を有していたものに限る。）に関する権利は、乙に留保されるものとする。

４ 甲は、前項の規定に基づく成果物を自ら使用するために必要な範囲内において自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。）できるものとする。

５ 乙は、成果物のうち乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の複製物について甲が成果品を使用するために必要な範囲において利用を許諾するものとする。

６ 乙は、第１項、第２項及び前項に基づき甲に著作権を譲渡し、あるいは甲に利用を許諾した成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

７ 成果物のうち、第三者が従前から保有する著作物の著作権は、当該第三者に帰属するものとする。この場合、当該第三者との間で定める使用許諾契約に従って当該著作物を利用するものとする。

８　乙は、委託業務の実施により新たに開発したプログラムに係るノウハウ・ルーチン・モジュールを利用し、ソフトウェアを作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等をしてはならない。ただし、甲の文書による承諾を得たものについては、この限りではない。

９　乙は、委託業務の実施により改造したプログラムに係るノウハウ・ルーチン・モジュールを第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等を行ったときは、速やかに甲へ通知するものとする。

10　第８項及び第９項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

（データ管理）

第18 乙は、データ等の外部への漏洩、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理にあたらなければならない。

２ 甲は、乙に対して、前項にかかる乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

（目的外使用等の禁止）

第19 乙は、委託業務にかかるデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第20 乙は、第２第１項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務にかかるデータ等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない（データ等の運搬）

第21 委託業務にかかるデータ等の運搬は、すべて乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

２ 乙は、甲のデータ等を受け取ったときは、引き換えに甲にデータ等預り証（様式第３号）を提出し、データ等の保管の責めを負うものとする。

３ 乙は、前項のデータ等に誤り又は脱漏を認めたときは、速やかに甲に通知するものとし、甲は遅延なく補正するものとする。

（データ等の返還及び処分）

第22 委託業務完了後又は第11若しくは第12により契約が解除された場合において、乙は次の各号によりデータ等を返還し、又は処分しなければならない。

（１）乙は、甲から提供された委託業務にかかるデータ等を甲の指示により、第６第２項による検査後、２週間以内に甲へ返還すること。

（２）乙は、甲に納入又は返還を要する物件及び乙が保管を要する物件を除き、委託業務にかかる一切のデータ等を抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分すること。

（債権譲渡の禁止）

第23 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（不当介入に対する措置）

第24 乙は、乙又はこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

（法令等の遵守）

第25　乙は、民法（明治29年法律第89号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法規を遵守すること。

（補則）

第26 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

　　　年　月　日

　　　　　　甲　　岩手県

　　　　　　　　　　契約担当者　岩手県医療局長 印

　　　　　　　　　　　市　　町　　番　号

　　　　　　乙　　株式会社

　　　　　　　　　　代表者　代表取締役社長

　　　　　　　　　　上記代理人

　　　　　　　　　　　　市　　町　　番　　号

　　　　　　　　　　株式会社　　　支店

　　　　　　　　　　　 　　支店長　　　 印